

平成25年12月5日提出

熊本市在宅福祉センター条例の一部改正について

熊本市在宅福祉センター条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市在宅福祉センター条例の一部を改正する条例

熊本市在宅福祉センター条例（平成4年条例第55号）の一部を次のように改正する。

第1条中「援護を要する在宅の高齢者、障害者、その家族等に対し、在宅介護等の総合的な福祉サービスを提供するとともに、」を削る。

第2条の表熊本市中央在宅福祉センターの項を削る。

第3条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条から第12条までを1条ずつ繰り上げる。

第13条第2項第5号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同条を第12条とし、第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。

第16条第1項中「第13条第2項の規定により指定された」を削り、「第8条」を「第7条」に改め、同条第2項中「（老人デイサービス事業に係る利用料金にあつては、次に定める額の合計額）」を削り、同項各号を削り、同条第3項中「第8条」を「第7条」に改め、同条を第15条とし、第17条から第20条までを1条ずつ繰り上げる。

別表中「第8条」を「第7条」に改める。

附 則

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

(提出理由)

熊本市中央在宅福祉センターを廃止するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。